

議案第 83 号

公の施設(宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場)の指定管理者の指定について

資料 4 各駐車場条例(抜粋)

○宝塚市立武田尾駅前駐車場条例 (抜粋)

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に駐車場の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 使用対象者の平等な使用を確保できること。
 - (2) 事業計画書等の内容が駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立宝塚駅前駐車場条例 (抜粋)

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に駐車場の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 使用対象者の平等な使用を確保できること。
 - (2) 事業計画書等の内容が駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立自転車等駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に駐車場の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 使用対象者の平等な使用を確保できること。

(2) 事業計画書等の内容が駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。